

壁協発第28-105号

平成29年3月30日

防火壁装材料施工管理者 各位

一般社団法人日本壁装協会

防火壁装材料品質情報管理システム運営委員会

同 施工管理委員会



張替え時の防火壁装材料施工仕様の確認の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は防火壁装材料の施工管理に格別のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、昭和44年(1969年)に現場施工での管理による、初の防火材料として壁紙が大臣認定を受けて以来、今日に至るまで大過なくまいりましたのも、施工管理者各位のご尽力の賜物と理解しております。

平成28年度の壁紙需要は6.8億m²でほぼ横ばいですが、広く言われておりますように、張替え需要が年々増加しております。新築需要は今後大幅な増加を望むことはできませんので、業界として張替え需要にも十分に配慮すべきことと考えております。

つきましては、防火上の施工仕様として下記の点につき改めてご確認をいただきたく、お知らせをさせていただく次第です。

既にご高承のこととは存じますが、ご一読の上、ご配慮下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 国土交通大臣等の認定を受けた壁紙を防火壁装材料と言います。
2. 内装制限が適用される特殊建築物等では壁紙を張り替えた後も、新築時に内装制限で指定された性能(不燃・準不燃・難燃いずれか)を維持しなくてはなりません。
3. 内装制限が適用される特殊建築物には防火壁装材料が使用されますが、防火壁装講習会等でお知らせしているように、張替えの場合には古い壁紙を剥がした後に、下地の基材面を露出させなくてはなりません。
4. 従いまして、①壁紙の上に壁紙を張る、②塗装面等の上にそのまま壁紙を張る、③古い壁紙の裏打ち紙等が残ったまま壁紙を張る、などは防火壁装材料の認定仕様とは認められませんのでご注意ください。
5. 前項に上げた例を実際に行った場合は、適法な状態への復元を命じられることがあります。

以上